

第6回浦河町教育委員会会議（定例会）議案

日 時 令和2年5月26日（火）
午後3時00分より
場 所 大会議室

- 1 会議録署名委員指名の件
- 2 行政報告及び行事予定
別 紙
- 3 議 案
議案第13号 浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱制定の件

議案第14号 浦河町社会教育委員の委嘱について

議案第15号 浦河町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第16号 浦河町学校給食センター運営委員の委嘱について
- 4 報 告

教育行政報告

自：令和2年4月24日

浦河町教育委員会

至：令和2年5月26日

月	日	事 項
4	27	町内校長会議（於：役場）
	30	町内教頭会議（於：役場）
5	12~15	蔵書点検（於：図書館）
	14	浦河町議会（於：役場）
	16	郷土博物館、馬事資料館、赤心社記念館、伏木田光夫美術館開館
	19	老人クラブ手作りマスク贈呈式（於：役場）
	20	郷土博物館パークゴルフ場再開
	23	図書館再開（11時～16時・利用制限あり）
	25	総合文化会館・勤労者青少年ホーム・勤労者体育センター・生涯学習センター・ふれあい会館・基幹集落センター堺町会館再開
	26	ファミリースポーツセンター・堺町体育館・乗馬公園等体育施設再開

行 事 予 定

令和2年

5月

5月			
26	火		
27	水		
28	木		
29	金	北海道第11地区教科用図書採択教育委員会協議会	13:00 新冠町役場
30	土		
31	日		

令和2年

6月

6月			
1	月		
2	火		
3	水	館内展「華・花倶楽部 ～藤の花を描く～」～6/2	10:00 図書館
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金	教科書展示 (～25日)	10:00 図書館
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日	令和2年度読書推進事業 朗読の時間 ～大人のための朗読会～	13:30 図書館
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		

議案第13号

浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱制定の件

浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年5月26日 提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定業務プロポーザル 選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定業務者（以下「事業者」という。）の選定をプロポーザル方式で実施するにあたり、厳正かつ公平に行うため、浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) プロポーザルの審査に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項に関する
こと。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長1人、委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、次の者をもって充てる。
 - (1) 教育長
 - (2) 総務課長
 - (3) 総務課参事
 - (4) 企画課長
 - (5) 建設課長
 - (6) 建設課技術長
 - (7) 社会教育課長

(任期)

第4条 選定委員会委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議は、その内容、緊急性等により委員長の判断で持ち回り等の方法をもって会議に替えることができるものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは選定委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(説明)

浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定の業務者選定に必要な事項について定める要綱を新たに制定するものです。

《 参 考 》

浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画策定業務
プロポーザル選定委員会（案）

任期：令和2年5月 日 ～ 令和3年3月31日

	職名	氏名	備考
1	副町長	松田有宏	委員長
2	教育長	浅野浩嗣	
3	総務課長	小野多圓	
4	総務課参事	土居 覚	
5	企画課長	伊藤雅教	
6	建設課長	大宮 寛	
7	建設課技術長	三上仁史	
8	社会教育課長	和田 修	

議案第14号

浦河町社会教育委員の委嘱について

浦河町社会教育委員設置条例（昭和25年条例第2号）第2条の規定に基づき浦河町社会教育委員に下記の者を委嘱するものとする。

令和2年5月26日 提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

記

浦河町社会教育委員 別紙のとおり

議案第15号

浦河町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づく浦河町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱するものとする。

令和2年5月26日 提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩嗣

記

浦河町スポーツ推進委員 別紙のとおり

議案第16号

浦河町学校給食センター運営委員の委嘱について

浦河町学校給食に関する条例（昭和45年条例第3号）第7条第2項の規定に基づき浦河町学校給食センター運営委員に下記の者を委嘱するものとする。

令和2年5月26日 提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

記

浦河町学校給食センター運営委員

別紙のとおり